

広島県告示第二百三三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十五年二月十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

株式会社共栄店舗一級建築士事務所

福山市曙町一丁目三番一七号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社共栄店舗

織田 誠二

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一（二）第〇二九〇号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖三月

四 監督処分の原因となった事実

株式会社共栄店舗一級建築士の管理建築士である池尻範生が、建築士法第十条第一項の規定により国土交通大臣から三月間の業務の停止を命じられた。

このことは、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。